

仕様書

① 案件名称	市会図書室運営用 図書・資料（1回目）買入
② 品名	蔵書用図書および年鑑等資料（詳細は明細のとおり）
③ 規格及び数量	すべて新品を納品すること（詳細は明細のとおり）
④ 納入期限	令和8年7月29日（水）
⑤ 納入場所	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所7階 市会図書室
⑥ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目51(図書)で登録していること。 ・入札金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の質疑については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。 ・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html)別表の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について充分配慮されていること。 ・納品時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。 ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。 ・納品に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。 ・納品時における搬入用車両の駐車場所については事業担当の指示に従うこと。 <p>※車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入日時・搬入出先・搬入出に使用する車両の「種類」「色」「車両番号」「車高」を実行日の3日前(土日祝日を除く)までに事業担当あて報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できない。</p>
⑦ 事業担当	大阪市北区中之島1-3-20 大阪市役所8階 市会事務局 政策調査担当電話：06-6208-8694 担当：安達・杉本

【明細（蔵書用図書）】

	タイトル	出版社	ISBN	数量
1	ディープフェイク：生成AIとの共棲に向けて	丸善出版	978-4-621-05392-8	1
2	公共政策分析入門：政策で社会課題を解決する	日本評論社	978-4-535-58800-4	1
3	ジェンダーで学ぶ政治学	世界思想社	978-4-7907-1809-3	1
4	現代日本政治史：第二次世界大戦後の内政と外交	有斐閣	978-4-641-14963-2	1
5	考える公務員倫理：事例で学ぶ「正しさ」の基準	中央経済社	978-4-502-57981-3	1
6	情報公開制度の事例研究	晃洋書房	978-4-7710-4016-8	1
7	現代自治体政策の論点：変動、対立、そして未来	法律文化社	978-4-589-04480-8	1
8	分権改革の現在地と法	第一法規	978-4-474-09881-7	1
9	自治力の飛翔：次代を担う自治体職員へ	第一法規	978-4-474-09922-7	1
10	公共施設の統廃合を合意する：地方自治体の取組とその効果	有斐閣	978-4-641-14961-8	1
11	地方自治体のマネジメント入門：会計・監査・内部統制	中央経済社	978-4-502-57471-9	1
12	「地方自治の本旨」を侵害する補充的指示権	日本評論社	978-4-535-52889-5	1
13	なぜ女性公務員の管理職は少ないのか	勁草書房	978-4-326-30358-8	1
14	自治体議会改革と議会事務局	法政大学出版局	978-4-588-63055-2	1
15	「出る杭」を育てる都市政策	創成社	978-4-7944-2652-9	1
16	法制執務詳解 新版IV	ぎょうせい	978-4-324-11550-3	1
17	民事執行・民事保全法 第3版(Legal Quest)	有斐閣	978-4-641-17962-2	1
18	社会の価値の測り方：「見える化」で地域を豊かにする	岩波書店	978-4-00-432095-1	1
19	スマートシュリンクへの道：人口減少社会を賢く生きる	中央経済社	978-4-502-57441-2	1
20	行財政改革のフロンティア	創成社	978-4-7944-3264-3	1
21	最新差別語・不快語 改訂新版	にんげん出版	978-4-931344-54-9	1
22	図解でわかる社会保障	中央法規出版	978-4-8243-0413-1	1
23	育児と介護のダブルケア期に働く女性への支援	明石書店	978-4-7503-6062-1	1
24	不安の世代：スマホ・SNSが子どもと若者の心を蝕む理由	草思社	978-4-7942-2819-2	1
25	単身高齢者のリアル：老後ひとりの住宅問題	筑摩書房	978-4-480-07739-4	1
26	防災の倫理：「正しい」災害対策とは何か?	ナカニシヤ出版	978-4-7795-1915-4	1
27	高齢者・子ども・若者支援を考える	明石書店	978-4-7503-6041-6	1
28	学校統廃合に学童保育はどう対応すべきか	自治体研究社	978-4-86826-013-4	1
29	教育再生！「21世紀型の学校とは」	ぎょうせい	978-4-324-80161-1	1
30	デジタル社会と子どもたち：そのリスクと賢い使い方	かもがわ出版	978-4-7803-1431-1	1
31	手話施策推進法その可能性と課題	生活書院	978-4-86500-199-0	1
32	橋から読む近代の都市デザイン：大大阪を彩る橋図鑑	鹿島出版会	978-4-306-07377-7	1

【明細（年鑑等資料）】

	タイトル	出版社	ISBN	数量
1	公民連携白書. 2025～2026：水分野のPPP	時事通信出版局	978-4-7887-2079-4	1
2	六法全書 令和8年版	有斐閣	978-4-641-10486-0	1
3	国会便覧 令和8年2月新版	シュハリ・イニ シアティブ	978-4-908325-36-6	1
4	令和7年度重要判例解説 ジュリスト臨時増刊 No. 1623	有斐閣	978-4-641-21521-4	1

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電話：06-6615-7965

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。